

高等学校等就学支援金制度

高校などの授業料を国がたすける制度です。

公立高校：1年に11万8,800円までたすけてもらえます

→はらう授業料が0円になります

私立高校：1年に11万8,800円から39万6,000円までたすけてもらえます

→はらう授業料が少しあるかもしれません(はらうお金は、保護者の収入でかわります)

国から学校に授業料をはらいます。

生徒や家族がお金をもらうことはありません。

入学したとき、この制度について学校から案内があります。

この制度を使いたい人は、学校に申しこんでください。

申しこまない人は、自分で授業料をはらわなければなりません。

この制度を使うことができる人

日本に住所があって、高校などに通っている人

使うことができる学校

- ・ 高等学校(全日制、定時制、通信制) ※専攻科・別科をのぞく
- ・ 中等教育学校の後期課程 ※専攻科・別科をのぞく
- ・ 特別支援学校の高等部
- ・ 高等専門学校(1年から3年まで)
- ・ 専修学校(高等課程・一般課程)、各種学校

外国人学校でも使うことができます。

下のホームページに名前がある学校だけです。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1307345.htm

ただし、下のことが一つでもあてはまる人はこの制度を使うことができません。

- ・ 保護者の1年の収入が、約910万円以上の人
- ・ もう高校を卒業している人
- ・ 36か月より長く高校に通っている人

申し込むときに 必要なもの

下のものを、通っている 学校に 出して ください。

- ・ 受給資格認定申請書（学校で もらえます。必要なことを 書いて ください）
- ・ マイナンバーカードの 写しか、マイナンバーが 書かれた 住民票の 写しなど

マイナンバーカードの 写しなどの かわりに、税金についての 書類（課税証明書）を 出す 必要があるかもしれません。

学校が ある 都道府県によって ちがいます。

学校の 案内を よく きいて ください。

この 制度を 使うことができるのは、税金（地方住民税）の 手続きをしている人だけです。

申しこむ 前に 必ず 手続き（地方住民税の 申告）をして ください。

わからないことが あれば、高校の 事務室に きいて ください。

文部科学省の ホームページでも、この 制度について くわしい 説明を みることも できます。

（日本語のみ）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/index.htm

出典・参考

「高校生等への 就学支援」（文部科学省）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1342674.htm

「高校で勉強したい外国人のみなさんへ～高等学校等 就学支援金制度のことを教えます～」(文部科学

省・出入国在留管理庁)

http://www.moj.go.jp/isa/support/portal/guidebook_education.html